

# あなたのお住まい 耐震診断しませんか？



## 木造住宅の耐震診断希望者を募集します

市では、災害に強いまちづくりを推進することを目的とし、「平川市木造住宅耐震診断支援事業」を実施します。

この事業は、市内にある木造住宅の所有者が、その住宅の耐震診断を希望する場合、市が耐震診断員を派遣し耐震診断を行うというものです。

耐震診断を希望する方は、対象住宅であるかを確認の上お申し込みください。

### 対象住宅

耐震診断を受けられる住宅は、平川市内に存し、次に掲げる要件でいずれにも該当する住宅です。

- (1)昭和56年5月31日以前に建築（着工）された住宅であること。
- (2)現に所有者が居住している一戸建て専用住宅または併用住宅（延べ面積の1/2以上を住宅に使用し、かつ、住宅以外に使用する部分の延べ面積が50㎡以下であるものに限る）であって、地上階数が2階建て以下であること。
- (3)在来軸組構法または伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (4)原則として、延べ面積が200㎡以下であること。  
※200㎡を超えた場合は自己負担の増額あり。

(5)この事業に基づく耐震診断を受けていない住宅であること。

(6)建築基準法に違反していないこと。

### 診断費用

自己負担額8,000円

※診断費総額118,000円のうち負担額110,000円は市が負担します。

※建物の延べ面積が200㎡を超える場合は割増しになります。

### 募集件数

5件（先着順）

申込期間 7月18日(火)～9月15日(金)

### 必要書類

- ①申込書（都市計画課で配布するほか、市ホームページからも入手いただけます）
- ②申込者の住民票の写し
- ③案内図
- ④建築時期および延べ面積が確認できるもの（建築確認通知書、登記事項証明書など）
- ⑤外観写真2面以上
- ⑥概略平面図（建築確認申請書があればその写し）

## 「平川市空家等対策計画」を策定しました

市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条および「平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例」第9条に基づき、「平川市空家等対策計画」を策定しました。

本計画は、空家等の基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方や取り組むべき方向性を示すものです。

基本的な方針として、市民が安全で安心して暮らせる生活環境を確保するとともに、地域の活性化を目指し、適切な管理の促進による快適な住環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進、空家等の有効活用による移住・定住促進を目標に掲げ、今後、各種対策を検討しながら「総合的な空家等対策」に取り組んでいきます。

また、指導、勧告などの措置対象となる“特定空家等”を判断するにあたり、国のガイドラインに準拠した「平川市特定空家等判断基準」を定めました。この基準による調査結果を基に、空家等の物的状態、周辺への悪影響、危険などの切迫性を勘案して総合的に判断し、特定空家等と認められた場合は、法に基づく措置を進めていきます。

計画および基準の詳細については、市ホームページをご覧ください。